

瀬戸市私的契約児保育実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第4号

瀬戸市私的契約児保育実施規則の一部を改正する規則

瀬戸市私的契約児保育実施規則（平成27年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(私的契約児保育) 第2条 私的契約児保育は、次に掲げるとおりとする。 (1) <省略> (2) 保護者の育児疲れ等により、児童を保育することができないと認められる場合に、一時的（1月当たり <u>3日以内</u> とする。）に当該児童（以下「一時入所児童」という。）を保育するもの。 (3) <省略>	(私的契約児保育) 第2条 私的契約児保育は、次に掲げるとおりとする。 (1) <省略> (2) 保護者の育児疲れ等により、児童を保育することができないと認められる場合に、一時的（1月当たり <u>2日以内</u> とする。）に当該児童（以下「一時入所児童」という。）を保育するもの。 (3) <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市私的契約児保育実施規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入所する児童に対する私的契約児保育について適用し、施

行日前に入所する児童に対する私的契約児保育については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則による新規則第2条第2号に規定する私的契約児保育であつて、1月当たり3日の保育が必要なものに係る私的契約児保育の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。